

議員提出議案第三号

三朝町議会の議員の定数を減少する条例の設定について

次のとおり三朝町議会の議員の定数を減少する条例の設定について、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和六十三年三月二十三日 提出

| | | |
|-----|---------|--------|
| 提出者 | 三朝町議会議員 | 西村 武津美 |
| 賛成者 | 三朝町議会議員 | 吉田 公博 |
| 賛成者 | 三朝町議会議員 | 牧田 禎 |
| 賛成者 | 三朝町議会議員 | 石山 利男 |
| 賛成者 | 三朝町議会議員 | 藤井 十成 |
| 賛成者 | 三朝町議会議員 | 福田 家 和 |
| 賛成者 | 三朝町議会議員 | 岩本 君 美 |
| 賛成者 | 三朝町議会議員 | 角本 章 |

昭和六拾参年参月廿参日

原案可決

三朝町議会議長 安井由行

三朝町条例第 号

三朝町議会の議員の定数を減少する条例

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十一条第二項の規定に基づき、三朝町議会の議員の定数を減少して十八人とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、次の一般選挙から施行する。
（三朝町議会の議員の定数を減少する条例の廃止）
- 2 三朝町議会の議員の定数を減少する条例（昭和五十年三朝町条例第三十二号）は、廃止する。